

7 磐農第65号
令和7年2月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

磐梯町長 佐藤 淳一

市町村名 (市町村コード)	磐梯町 (07407)
地域名 (地域内農業集落名)	源橋地区 (源橋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者不足による耕作者の減少と高齢化により、1経営体の経営規模が縮小し、耕作放棄地の増加が懸念される。
- ・集落内の農地における、ほ場内は砂礫が非常に多いえ農繁期における農業用水の不足により効率的な作業が行えない。
- ・急傾斜地に位置する農地であるため、耕作条件の悪さから借り手がおらず、借り受けても草刈りなどの作業負担が大きく継続した耕作が見込めない。
- ・有害鳥獣による被害が拡大し、生産意欲が低下することにより、耕作放棄地の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者が担っていくほか、入作を希望する農業者や認定新規就農者の受入れを促進して対応していく。
- ・水田以外に高収益作物の導入を検討し、地域の女性も営農に参加しやすい組織体制を構築して、農業生産効率の向上と生産コストの低減により担い手の負担軽減と継続可能な農業生産の向上を図る。
- ・農地中間管理機構を活用することで農地の集約を図り、支援制度を活用する。
- ・水稲を中心とした農作業の作業受託を進め、作業の効率化とコストの低減を目指す。
- ・新規就農者や地域を担う営農者を育てるための体制作りを検討し、誰もが参入しやすい環境をつくる。
- ・共同活動継続に向けた体制づくりのため、地域の広域化、地域間の連携、多様な組織や非農業者との連携を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	116.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	92.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

日本型直接支払制度の対象農用地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者が担っていくほか、入作を希望する農業者や認定新規就農者の受入れを促進して対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用することで農地の集約を図り、支援制度を活用する。農業委員会の利用権設定の更新時期等に合わせ農地中間管理機構を利用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手の農業生産効率の向上を図るため、スマート農業の導入や農地集積・集約化を図り省力化を目指した圃場整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、町やJAと連携しながら、認定農業者や新規就農者の確保に努め、農地をあっせんし、技術指導の支援を展開していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JA農作業受託者会を活用するとともに、今後も作業の効率化が期待できる事業者等の探索に努め、日本型直接支払制度を活用し委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策：広域電気柵の設置の継続や有効な忌避剤等の活用、集落点検マップの作成
- ②有機・減農薬・減肥料：有機農業の推進や講習会への参加及び研究
- ③スマート農業：デジタル技術やドローン等機材を活用しながら作業の簡素化や効率的な生産に取り組む
- ⑦保全・管理等：日本型直接支払制度を活用しながらエリア内における農地の良好な保全と管理等に努める
- ⑧農業用施設：野菜等転換に伴うパイプハウスの整備及び共同利用の検討